

# 建設工事における入札保証に関する取扱要領

〔平成23年3月31日  
土企第2582号〕

[沿革] 平成24年4月10日改正、平成26年9月1日改正

この要領は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第100条の規定により、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る入札について、入札参加者に入札保証金を納付させ、又は当該入札保証金の納付に代わる担保を提供させる場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 1 入札保証制度について

契約担当者（沖縄県財務規則第2条第1項第7号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、入札参加者に対して、その見積る契約金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）の入札保証金を納付させるものとする。ただし、次の(1)に掲げる担保の提供等があった場合には、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、(2)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合
  - ア 有価証券等
  - イ 契約担当者が確実と認める金融機関の保証
- (2) 入札保証金の納付が免除となる場合
  - ア 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - イ 入札参加者が金融機関又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

## 2 対象となる工事

入札の際に入札保証金等（入札保証金の納付が免除となる入札保証保険契約の締結又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証の予約及び入札保証金の納付に代わる担保としての有価証券等又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証を含む。以下同じ。）を一律納付又は提供させる対象工事は、1件につき設計金額が4億円以上の工事とする。

## 3 入札の公告

契約担当者は、入札保証金等を納付又は提供させるときは、財務規則第121条の規定による入札の公告（以下、「入札公告」という。）にその旨を明記するものとする。

#### 4 入札保証制度に係る具体的な取扱いについて

##### (1) 入札保証金等に係る書類の提出時期

契約担当者は、入札保証金等の納付に係る書類を、原則として、事前審査型（入札参加資格の審査を入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方式をいう。）においては、競争参加資格の確認通知を行った日の翌日から入札書の提出期限の日までに、事後審査型（開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（「落札候補者」という。）について、入札参加資格の審査を行い、資格が確認された場合に落札決定する方式をいう。）においては、入札書の提出期限の日までに提出させるものとする。

##### (2) 入札保証金の納付についての取扱い

ア 入札参加者は、その見積る契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

イ 契約担当者は、入札参加者から入札保証金の納付の申し出があった場合は、当該金額を調定のうへ歳入歳出外現金払込書（規則様式第58号）を入札参加者に交付し、指定金融機関で入札保証金を納付させる。

ウ 入札参加者は納付後、歳入歳出外現金受領書の写しを契約担当者に提出するものとする。

エ 契約担当者は、歳入歳出外現金受領書の写しを保管するものとする。

##### (3) 入札保証金に代わる担保としての有価証券等についての取扱い

ア 入札参加者は、その見積る契約金額（税込み）の100分の5以上の額面の有価証券等を契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、入札参加者から、有価証券等の提出を受けたときは、有価証券の担保の価値金額（規則第103条）を確認の上、受入れ（規則第143条）の手続きを行い、出納機関は有価証券保管証（規則様式第59号）を交付する。

ウ 入札参加者は出納機関から有価証券保管証を交付された後、有価証券保管証の写しを契約担当者に提出するものとする。

エ 契約担当者は、有価証券保管証の写しを保管するものとする。

##### (4) 入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱い

ア 入札参加者は、その見積る契約金額（税込み）の100分の5以上の保証金額である保証書を契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、入札参加者から、保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

(ア) 名あて人が契約担当者であること。

(イ) 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保証委託者が入札参加者であること。

- (エ) 保証金額が記載されていること。
- (オ) 保証に係る工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (カ) 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
- (キ) 保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
- (ク) 保証期間は、書類の提出日から契約担当者が指定する日までを含むものであること。
- (ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。

ウ 契約担当者は、保証書を保管するものとする。

(5) 入札保証金の納付を免除する入札保証保険の取扱いについて

ア 入札参加者は、その見積る契約金額（税込み）の100分の5以上の保証金額である入札保証保険に係る証券（以下「保険証券」という。）を契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、入札参加者から、保険証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

- (ア) 被保険者が契約担当者であること。
- (イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (エ) 保険金額が記載されていること。
- (オ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (カ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項そのほか証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
- (キ) 保険期間は、書類の提出日から契約担当者が指定する日までを含むものであること。

ウ 契約担当者は、保険証券を保管するものとする。

(6) 入札保証金の納付を免除する保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

ア 入札参加者は、契約希望金額が入札金額（税込み）以上又は保証金額がその見積る契約金額（税込み）の100分の10以上である契約保証の予約証書（以下「証書」という。）を契約担当者に提出するものとする。

イ 契約担当者は、入札参加者から証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

- (ア) 名あて人が契約担当者であること。
- (イ) 契約保証の予約を行う者が保証機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (エ) 契約希望金額又は保証金額が記載されていること。
- (オ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (カ) 保証機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。

- (キ) 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- (ク) 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる保留も付されていないこと。

ウ 契約当事者は、証書を保管するものとする。

- (7) 入札保証金の金額等（有価証券の額面、金融機関等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更の取扱いについて

既に納付又は提出した入札保証金の金額等又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

## 5 入札保証金等の納付又は書類に不備があるときの取扱いについて

契約当事者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 入札参加者が入札保証金の納付等を行わなかった場合
- (2) 入札参加者が納付又は提供した入札保証金等の納付額が不足である場合
- (3) 入札保証金の納付等に係る書類に不備があった場合

## 6 落札者決定時の取扱いについて

契約当事者は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、当該入札の落札決定後、入札保証金等の還付等を行うものとする。ただし、落札者に対しては、契約締結後に入札保証金等の還付等を行うものとする。

なお、入札辞退や入札が無効となった入札参加者に対しては、すみやかに入札保証金等の還付等を行うものとする。

- (1) 入札保証金についての取扱い

ア 契約当事者は、入札参加者に対し、入札保証金払戻請求書（別記様式1）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書の提出と同時に提出させるものとする。

イ 契約当事者は、入札保証金払戻請求書を受領したときは、歳入歳出外現金の払出を行うものとする。

ウ 契約当事者は、入札保証金払戻請求書の写しを入札書とともに保管するものとする。

- (2) 入札保証金に代わる担保としての有価証券等の取扱い

ア 契約当事者は、入札参加者に対し、有価証券保管証（規則様式第59号）の提示を求めるものとする。ただし、落札者に対しては、工事請負契約書の提出と同時に提示させるものとする。

イ 契約当事者は、有価証券保管証の提示を受けたときは、払出調書により出納機関に通知するものとする。

ウ 入札参加者は有価証券保管証に、当該保管有価証券の受領の旨を記載し、かつ、

記名押印して、これと引換えに出納機関において当該保管有価証券を払出しを受け  
るものとする。

エ 契約担当者は、有価証券保管証の写しを入札書とともに保管するものとする。

(3) 入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、金融機関等の保証書を落札決定後（落札者に係る保証書について  
は契約締結後）に、入札参加者を經由して金融機関等に返還するものとする。なお、  
保証書を入札参加者に交付するときは、入札参加者から保証書に係る受領書（別記  
様式2）を提出させるものとする。

イ 契約担当者は、保証書に係る受領書及び保証書の写しを入札書とともに保管する  
ものとする。

(4) 入札保証金を免除する入札保証保険についての取扱い

契約担当者は、入札保証保険に係る証券を落札者決定後（落札者に係る証券につい  
ては契約締結後）においても、引続き入札書とともに保管するものとする。

(5) 入札保証金を免除する保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

契約担当者は、契約保証の予約証券を落札決定後（落札者に係る証券については契  
約締結後）においても、引続き入札書とともに保管するものとする。

## 7 落札者が契約を結ばない場合の取扱いについて

(1) 入札保証金についての取扱い

契約担当者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第234条第4項の規定  
により、入札保証金を歳入に組み入れる手続を行うものとする。

(2) 入札保証金に代わる担保としての有価証券等の取扱い

契約担当者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第234条第4項の規定  
により、担保としての有価証券等を歳入に組み入れる手続を行うものとする。

(3) 入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当者は、落札者が契約を結ばない場合は、保証契約の定めにより保証金請  
求書（保証契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ  
以外は別記様式3）及び保証書の写しを金融機関等に提出するとともに、納入通知  
書（規則様式第43号）を送付するものとする。

イ 契約担当者は、前アの規定により納入通知書を送付後当該納入通知書により保証  
金の納入があつたときは、保証書を金融機関等に提出するものとする。

(4) 入札保証金を免除する入札保証保険についての取扱い

契約担当者は、落札者が契約を結ばない場合は、契約の定めにより保険金請求書（保  
険契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外につい  
ては別記様式3）及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出するとともに、納入  
通知書（財務規則第43号）を送付するものとする。

(5) 入札保証金を免除する保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

契約担当者は、落札者が契約を結ばない場合は、落札者に対し入札金額（税込み）  
の100分の5の額を損害賠償請求するものとする。

## 8 契約保証金への振り替え時の取扱いについて

契約担当者は、落札者の入札保証金を、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当させるものとする。ただし、別途契約保証金等を徴収又は提出させたときは、入札保証金を還付するものとする。

なお、入札保証金に代る担保が金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金に代る担保の一部に振り替えることはできないものとする。また、入札保証保険についても同様とする。

## 9 入札保証の取扱いについて

入札保証金等の納付及び書類については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。

## 10 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合の取扱いについて

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定に基づき入札保証金を免除した場合に、落札者が契約を結ばない場合は、落札者に対し入札金額（税込み）の100分の5の額を損害賠償請求するものとする。

## 11 その他

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札者の負担とする。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年4月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

(別記様式1)

入札保証金払戻請求書

1 工 事 名

2 請 求 金 額 円

3 還付の事由

上記のとおり入札保証金の払戻を請求します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

沖縄県知事 殿

(口座振込先)

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

(別記様式2)

保証書に係る受領書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

上記工事に係る保証書を受領しましたので、金融機関に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

沖縄県知事

殿



(別記様式3)

○ ○ 第 号  
平成 年 月 日

金融機関等 (又は保険会社) 御中

沖縄県知事 印

### 保証金 (保険金) 請求書

別添の保証書記載の工事については、落札者と工事請負契約の締結に至りませんでしたので、保証契約の定めに基づき保証金 (保険金) を下記のとおり請求します。

#### 記

- 1 請求金額 円
- 2 落札者
- 3 工事名